



もうすぐスタート！介護保険

要介護認定の申請(受付)は平成11年10月1日から始まります

介護保険に加入するのはだれ？

65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)が介護保険に加入します。

40歳を過ぎると、老化に伴う病気の発生が考えられる年齢となるうえ、また親などの介護をする可能性が高くなるなど、介護が身近なものになってくるからです。

介護保険が実施されるのは平成12年4月からですが、要介護者(ねたきりや痴呆等)がサービスを受けるための認定申請は平成11年10月1日から始まります。保証を持参すればいつでも医師にかかれる医療保険とは違い、介護保険では介護

サービスを利用する前に一連の手続きが必要になります。

介護サービスを申請できる人は？

介護サービスを利用するには、介護を必要と思われる人が対象となり、どれくらいの介護が必要かを公平に判定する「要介護認定」を受けます。要介護認定では、寝たきりや痴呆など介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合(要介護度)も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や、施設に入った場合のサービスの額が異なります。介護サービスを申請できるのは、次に該当する人です。

・65歳以上の人(第1号被保険者)

家事を含む日常生活への支援や、ねたきり、痴呆などで介護が必要なとき、いつでも申請できます。

・40～64歳の人(第2号被保険者)

老化にともなう病気(初期痴呆や脳血管障害など)によって、介護が必要になったとき申請できます。

